

陳情番号	陳情第15号
件名	国民健康保険料の引下げ、所得に応じた軽減制度のプッシュ型化、国民健康保険制度の任意加入化を求める陳情
受付年月日	令和6年11月21日
回付委員会 (陳情要旨)	厚生委員会 2024年10月27日に行われた第50回衆議院議員総選挙では、減税や社会保険料の引下げにより国民の可処分所得を増やす政策を掲げた複数の国政政党が大幅に議席数を伸ばし、衆議院は与党過半数割れのハングパーラメントの状態となった。

1970年度の国民負担率は24.3%、社会保障負担率は5.4%だったのに対し、2024年度の国民負担率は45.1%、社会保障負担率は18.4%となる見込みであり、さらに、2024年9月の消費者物価指数は前年同月比プラス2.4%、実質賃金は前年同月比マイナス0.1%で、物価上昇を上回る賃金上昇がいまだに実現しておらず、多くの国民が可処分所得の少なさ、高過ぎる社会保険料負担、物価高に耐え切れなくなつたことが、今回の衆院選の結果に表れたと言える。

国民負担率が五公五民の水準に迫り、健康保険料をはじめとする社会保険料が現役世代への過剰な負担となり、財政的幼児虐待とも言われる世代間格差を生み出す原因となっており、それだけでなく、国民健康保険、協会けんぽ、組合健保、共済組合の4つの保険者の間にも保険者間格差が存在し、さらに自治体間格差も存在する。

4つの保険者の中で最も保険料が高いのが国民健康保険であり、2024年度のデータでは、岐阜市の国民健康保険料は、最大で協会けんぽの保険料の2.21倍となっている。

また、同じ中核市である明石市と岐阜市を比較すると、2022年度の決算では、被保険者1人当たり保険料収入は、明石市が9万23.64円に対し、岐阜市が10万9,160.60円で1.21倍となっている。そして、2024年度の岐阜市の国民健康保険料は明石市の国民健康保険料よりも割高であり、減免対象の低所得者層で最大3.93倍、それ以外で最大1.19倍となっている。

減免対象の低所得者層で岐阜市と明石市の国民健康保険料の格差が大きい理由は、岐阜市が申請主義を取っているのに対し、明石市は減免申請をしなくても自動的に減免する、所得に応じた軽減制度のプッシュ型化を行っている点にある。減免対象の低所得者層は強い逆累進課税状態となっていることから、明石市に倣い、岐阜市の国民健康保険も、申請をしなくても自動的に減免される、所得に応じた軽減制度のプッシュ型化を行うべきであると考える。

2022年度の決算では、岐阜市の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出差引残高は総額24億7,920万5,662円、被保険者1人当たり3万1,273.88円であった。理論上、歳入歳出差引残高を全額国民健康保険料の引下げに充てれば、被保険者1人当たり年3万1,273.88円保険料を引き下げることが可能であり、少なくとも、明石市の水準に合わせれば被保険者1人当たり年19,136.96円保険料を引き下げることが可能である。

健康保険の世代間格差、保険者間格差、自治体間格差は、日本国憲法第14条第1項、高過ぎる健康保険料によって生存権や財産権を奪うことは、日本国憲法第25条第1項及び第2項に違反しているため、速やかに違憲状態を解消すべく、国民健康保険料を引き下げるべきだと考える。

加えて、全ての健康保険に加入しない権利、脱退する権利も保障する必要があり、国民健康保険制度の任意加入化が必要であると考える。

については、下記事項について陳情する。

記

- 1 国民健康保険料の引下げ
- 2 所得に応じた軽減制度のプッシュ型化
- 3 国民健康保険制度の任意加入化

結	果	令和6年12月10日 内容を了知する。
---	---	---------------------